

議案第71号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の215」を「100分の200」に改める。

第2条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の200」を「100分の207.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(第1条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の200</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係)寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の200</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u></p>